

入札説明書

京都府立陶工高等技術専門校

【委託業務名】 京都府立陶工高等技術専門校清掃業務

【業務実施場所】 京都市東山区今熊野阿弥陀ヶ峰町 1 7 - 2
京都府立陶工高等技術専門校

【現場説明】 入札説明書をもってこれに替える。

- 1 公告日 令和 7 年 4 月 1 4 日 (月)
- 2 入札説明書配布期間
令和 7 年 4 月 1 5 日 (火) から令和 7 年 4 月 2 2 日 (火) まで
- 3 契約担当者 京都府立陶工高等技術専門校長 長谷川 泰彦
- 4 担当部局 京都市東山区今熊野阿弥陀ヶ峰町 1 7 - 2
京都府立陶工高等技術専門校
電話 0 7 5 - 5 6 1 - 2 9 4 3
FAX 0 7 5 - 5 6 1 - 3 4 2 9
- 5 業務の名称及び数量
京都府立陶工高等技術専門校清掃業務 一式
- 6 業務実施場所
京都市東山区今熊野阿弥陀ヶ峰町 1 7 - 2 京都府立陶工高等技術専門校
- 7 業務内容
「京都府立陶工高等技術専門校清掃業務仕様書」のとおり
- 8 委託期間
令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日まで (1 2 箇月)
- 9 入札に参加できない者
地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当するもの
- 10 入札に参加する者に必要な資格
令和 4 ・ 5 ・ 6 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の大分類「ビル管理等」- 小分類「清掃」に登録されている者であること。
- 11 入札参加資格確認手続
入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料 (以下「申請書等」という。) を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (1) 申請書等の提出期間等
 - ア 提出期間 2 に同じ。
 - イ 提出場所 4 に同じ。
 - ウ 提出方法
提出期間の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参する。郵送による提出は認めない。
 - エ 添付資料
確認申請書には、令和 4 ・ 5 ・ 6 年度物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付しなければならない。

オ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

12 資格確認結果の通知

資格確認の結果は、確認申請書を提出した者に対し、令和7年5月7日（水）に一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「結果通知書」という。）により通知する。

13 入札の手続き等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和7年5月14日（水）午前10時から

イ 場所 京都府立陶工高等技術専門校 2階視聴覚室

(2) 入札方法

ア 入札書（別紙様式）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「京都府立陶工高等技術専門校長あて」「京都府立陶工高等技術専門校清掃業務入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ 入札参加者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見

積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人による入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

オ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札条件に違反した者のした入札

ケ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者のした入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が令和7年6月1日までに契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

14 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

15 入札保証金 免除する。

16 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

17 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第159条第2項第3号（※）に該当する場合は、免除する。

18 契約書の作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする）

19 質疑・回答について

（1） 質疑書の提出

① 別添「質疑書」に記入の上、FAX送信にて行うこと。

質疑書提出期限 令和7年5月7日（水）午後5時

質疑回答日時 令和7年5月9日（金）午後4時まで

なお、送信時に送信した旨の電話連絡をすること。また提出質疑がない場合も、「質疑事項なし」等記載し提出するとともにその場合も送信時に送信した旨電話連絡をすること。

② 提出先 京都府立陶工高等技術専門校

【FAX 075-561-3429】

（2） 質疑回答書の扱いその他

① 質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件になる。

② 質疑及び回答書の提出・交付に応じない者でも、その内容についてすべて承知したものとして入札を執行する。

（3） 現地調査

現地調査を行う場合は、必ず事前に前記担当あて連絡し了解を得てから行うこと。（令和7年4月22日（火）までの平日午前9時から午後5時まで（昼休み正午～午後1時を除く。））

20 その他

（1） 1から19までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

（2） 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

（3） 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

※規則第159条第2項第3号

令第167条の5又は第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と、当該契約と種類を同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約をしないこととなるおそれがないと認められるとき。